

仕様書

- 1 適用範囲
電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づき、那覇市教育委員会に属する那覇市学校給食センターの自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にかかる業務とする。
- 2 履行場所
 - (1) 首里学校給食センター（那覇市首里石嶺町2-108-1）
受電電圧：6,600V
設備容量：180KVA
 - (2) 小禄学校給食センター（那覇市田原3-3-4）
受電電圧：6,600V
設備容量：180KVA
 - (3) 真和志学校給食センター（那覇市真地373）
受電電圧：6,600V
設備容量：230KVA
 - (4) 開南学校給食センター（那覇市泉崎1-1-6）
受電電圧：6,600V
設備容量：330KVA
- 3 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
ただし、真和志学校給食センターについては、解体・改築工事が予定されているため、令和8年4月1日から令和8年8月31日までとする。
- 4 保守業務内容
 - (1) 那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程（昭和59年6月1日教委教育長訓令第2号）及び細則に準ずる（第17条の巡視、点検、測定基準による）
イ 日常点検：毎月1回
ロ 定期点検：年1回
 - (2) 委託業務履行期間中における事故、災害による緊急時には迅速に対応するものとする
 - (3) 軽微な補修（ただし部品類は支給とする）
 - (4) 災害時に対する安全対策
 - (5) 保守点検結果報告書の提出（1ヶ月に1回）
 - (6) 契約対象電気工作物の工事、維持及び運用に関する沖縄県総合事務局長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言をするものとする
- 5 精密検査基準
那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程第17条別表第2に定めるところによるが、重大事故等が予想されるときは、その都度行うものとする。
- 6 その他
その他の必要事項については、協議で定めるものとする。